

栄区は地域の活動を
応援します！

栄区みんなが主役の まちづくり協働推進事業補助金



令和4年度 3次募集案内

区民のだれもが暮らしやすく、活力あるまち栄区を実現するため、地域課題の解決や地域の魅力づくり等、区民が団体・グループを構成して行う主体的な活動を支援します。

☀️ ベーシックコース

こんな事業に活用できます！！

- ・文化・スポーツ振興 (伝統文化、歴史探訪、国際理解、スポーツ普及活動 など)
- ・地域の安心・安全活動 (防犯パトロール、防災啓発、高齢者見守り など)
- ・緑化推進 (花のあるまちづくり、オープンガーデン など)
- ・にぎわいづくり (地域イベント開催、商店街での朝市 など)
- ・健康づくり (ウォーキング、多世代交流、介護予防 など)
- ・子育て支援 (子育て教室、学習の支援 など)

●上 限 額： 5万円

(アドバンス制度を利用した場合：初回 20万円※、2回目 15万円)※令和4年度変更

☀️ サロン・居場所づくりコース

こんな事業に活用できます！！

交流サロン、子ども食堂、子育て支援サロン、認知症カフェなどの居場所づくり事業

●上 限 額： 2万円

ベーシックコースより
申請手続きが簡単

規模の小さい居場所づくり事業はこちらのコースがおススメ！！

※居場所づくり事業はベーシックコースにもご申請いただけます。

事業規模が大きい場合はベーシックコースの利用をご検討ください

● 各コース共通

●補 助 期 間： 最長 2年間

※年度ごとの審査のため、毎年の補助を保証するものではありません。

●補 助 率： 事業費の 2/3

●申請受付期間： 令和4年 10月3日(月) から 10月31日(月) まで

ベーシックコース概要

■申請できる団体

対象団体は、次の要件すべてを満たしているものが条件になります。

- ☑ 複数の区民等で構成されるボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、公益法人、企業
- ☑ 団体の代表が栄区に在住、在勤していること。
- ☑ 1年以上継続して活動している、または1年以上継続して活動する見込みがあること。
- ☑ 宗教活動、政治活動、選挙活動、及び法令等に反する活動を行っていないこと。
- ☑ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条に該当しないこと。

■申請できる事業

対象事業は、次の要件すべてを満たしているものが条件になります。

- ☑ 地域の課題解決や地域の魅力づくり等を目的としている事業であること。
- ☑ 活動の立ち上げまたは拡充を目的としていること。
- ☑ 主に栄区民を対象としていること。
- ☑ 地域の活性化やにぎわいづくり等に貢献し、目的に公益性があるもの。
- ☑ 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたるものであること。
- ☑ 区民に広く開かれた活動を行っていること。
- ☑ 当該補助金の交付を終了した後も継続して活動を行う見込みがあること。
- ☑ 実施期間が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までであること。

×対象にならない事業

- ・ 営利目的の事業
- ・ 主催者や特定団体の構成メンバーしか参加できない事業
- ・ 資格・免許等の取得誘導及び特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業
- ・ さかえふれあい助成金（栄区社会福祉協議会）、国や横浜市を含む地方公共団体等から他の補助金を受けている事業（民間団体からの寄付等は含みません。）
- ・ 支出額より収入額の方が大きい事業

■活用例

ウォーキング講座の開催

安価で楽しく参加できるウォーキングを毎月開催。
講座を実施し、より運動効果の高い歩き方も学んでいます。
ウォーキングを通じて、参加者の健康増進や仲間づくりに繋がっています！
☆主な補助対象経費：講師への謝金、保険料、事務費 等



子どもたちの放課後居場所づくり

地域の小中学生が学習や工作等自由に過ごせる居場所としてこども食堂を月1回開催。
安価な料金で夕食の提供も行いました。
子どもたちが安心して過ごせる場所を設け、学年を越えた交流に結びついています。
☆主な補助対象経費：備品費、材料費、消耗品費 等



■補助対象経費

備品費	事業に必要な備品の購入経費を対象とする。ただし、任意団体の場合は備品の帰属について団体内で申合せがされていること、一個人に帰属するものではないことを確認しているものに限る。(事業費の1/2まで)
食糧費	会議及びイベント従事に係る飲料代。(事業費の10分の1まで)
施設、機材等の使用料、賃貸料	事業実施にあたって使用する施設の家賃、借上料、施設利用料、光熱水費等を対象とする。
講師・指導者・協力者への謝金	事業に必要な講師謝金、ボランティア謝礼等を対象とする。ただし、団体内での謝金や単価5万円を超える謝金は除外する。
委託費	事業の一部を専門業者等に依頼する場合に必要な経費を対象とする。
材料費・事務費	消耗品費、広報印刷費、通信運搬費、会場借上費、交通費(事業費の10分の1まで)、保険料など活動にあたって必要となる材料費や事務費等を対象とする。

✕ 対象にならない経費

交際費、慶弔費、懇親会費、研修費、直接事業と関連のない視察・団体構成員の通常の活動にかかる交通費、他団体への会費・寄付、使用施設の改修費等、国や地方公共団体が負担すべき経費(公立学校での出張授業で使う材料費、公有地の整備費など)など

※実績報告にあたっては、対象経費すべての領収書の写しが必要になります。

■アドバンス制度について

ベーシックコースに申請する事業のうち、以下の条件に該当する場合は、アドバンス制度を利用することができます。

- 特に区の行政課題に的確に対応するもの かつ
- 自治会・町内会をはじめとした他団体と連携し分野横断的に取り組むことで、地域又は区民に幅広く広がりが見込めるもの



上限額 : 初回 **20**万円、2回目 **15**万円

※ベーシックコースの上限額5万円を含む

※アドバンス制度のご利用にあたっては、申請前の事前相談を必須としています。

巻末の問合せ先にご連絡ください。

ベーシックコース提出期限及び提出書類

【提出期間】 令和4年 10月31日(月)まで

- 【提出書類】
- ① 補助金交付申請書・事業計画書・収支予算書(第1号様式1~3)
 - ② 団体の定款(規約・会則等)、会員名簿
 - ③ その他区長が必要と認める書類

→6ページに続きます

サロン・居場所づくりコース概要

■申請できる団体

対象団体は、次の要件すべてを満たしているものが条件になります。

- ☑ 複数の区民等で構成されるボランティアグループ、市民活動団体、NPO法人、公益法人、企業
- ☑ 団体の代表が栄区に在住、在勤していること。
- ☑ 1年以上継続して活動している、または1年以上継続して活動する見込みがあること。
- ☑ 宗教活動、政治活動、選挙活動、及び法令等に反する活動を行っていないこと。
- ☑ 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条に該当しないこと。

■申請できる事業

対象事業は、次の要件すべてを満たしているものが条件になります。

- ☑ 地域の課題解決や地域の魅力づくり等を目的としている事業であること。
- ☑ 活動の立ち上げまたは拡充を目的としていること。
- ☑ 主に栄区民を対象としていること。
- ☑ 地域の活性化やにぎわいづくり等に貢献し、目的に公益性があるもの。
- ☑ 事業の実施者が自発的に計画し、責任をもって運営にあたるものであること。
- ☑ 区民に広く開かれた活動を行っていること。
- ☑ 当該補助金の交付を終了した後も継続して活動を行う見込みがあること。
- ☑ 実施期間が、令和4年4月1日から令和5年3月31日までであること。

✕対象にならない事業

- ・ 営利目的の事業
- ・ 主催者や特定団体の構成メンバーしか参加できない事業
- ・ 資格・免許等の取得誘導及び特定の流派や組織の宣伝・勧誘を行う事業
- ・ さかえふれあい助成金（栄区社会福祉協議会）、国や横浜市を含む地方公共団体等から他の補助金を受けている事業（民間団体からの寄付等は含みません。）
- ・ 支出額より収入額の方が大きい事業

■活用例

地域の高齢者が集うサロン（申請額2万円）

- ・ 毎月第2木曜日町内会館で開催
- ・ 参加費100円（1人1回）
- ・ 収支
- ・ 地域にチラシを配布して広報
- ・ 2か月に1回講師を呼んで介護予防体操

収入		支出	
参加料	12,000	会場使用料（1,000円×12回）	12,000
（100円×10人×12回）		チラシ印刷費	24,000
自治会からの寄付	30,000	（500枚×12回）	
みんなが主役補助金	20,000	消耗品費	20,000
（62,000×2/3 ※上限20,000円）		講師謝金	6,000
	62,000		62,000



■補助対象経費

備品費	事業に必要な備品の購入経費を対象とする。ただし、任意団体の場合は備品の帰属について団体内で申合せがされていること、一個人に帰属するものではないことを確認しているものに限る。(事業費の1/2まで)
食糧費	会議及びイベント従事に係る飲料代。(事業費の10分の1まで)
施設、機材等の使用料、賃貸料	事業実施にあたって使用する施設の家賃、借上料、施設利用料、光熱水費等を対象とする。
講師・指導者・協力者への謝金	事業に必要な講師謝金、ボランティア謝礼等を対象とする。ただし、団体内での謝金や単価5万円を超える謝金は除外する。
委託費	事業の一部を専門業者等に依頼する場合に必要な経費を対象とする。
材料費・事務費	消耗品費、広報印刷費、通信運搬費、会場借上費、交通費(事業費の10分の1まで)、保険料など活動にあたって必要となる材料費や事務費等を対象とする。

✕ 対象にならない経費

交際費、慶弔費、懇親会費、研修費、直接事業と関連のない視察・団体構成員の通常の活動にかかる交通費、他団体への会費・寄付、使用施設の改修費等、国や地方公共団体が負担すべき経費(公立学校での出張授業で使う材料費、公有地の整備費など) など

※実績報告にあたっては、対象経費すべての領収書の写しが必要になります。

サロン・居場所づくりコース申請期限及び提出書類

【申請期限】令和4年10月31日(月)まで

- 【提出書類】
- ① 補助金交付申請書
 - ② 団体の定款(規約・会則等)、会員名簿
 - ③ その他区長が必要と認める書類

申請から補助金交付決定、事業完了までの流れ



その他注意事項

① 補助事業について

事業実施については、補助金交付団体が自らの責任で自主的に行っていただきます。事業の周知にあたって、問合せ先や申込み先を区役所とすることはできません。

また、事業実施にあたって、区役所の会議室等を活動場所として提供することはできません。

② 事業への支援について

補助事業を進めていくうえで、ご相談事がありましたら区政推進課地域力推進担当にお願いします。地域力推進担当でお伺いした後、適宜区役所関係課におつなぎします。

③ 区後援名義について

栄区役所の後援名義を希望する場合は、別途区役所にご相談のうえ申請していただく必要があります。ご相談については、回答期限の1か月前までにお願いいたします。

④ 補助金の決定額について

補助金の金額は、申請書類に基づき予算の範囲内で決定します。申請団体数等によっては交付決定額が申請額より減額となる場合があります。予めご了承ください。

⑤ 事業計画の変更について

事業計画に変更がある場合は、事業計画変更申請書を提出していただく必要があります。また、活動の目的の変更や内容の根本的な変更については、認められない場合もありますので、必ず変更前にご相談ください。

⑥ 団体の代表者等の変更について

団体の代表者や連絡担当者を変更した場合は、変更届の提出をお願いします。

⑦ 補助金の返還について

虚偽の申請や報告など、不正な手段によって補助金の交付を受けた場合は、その全部又は一部の決定を取消し、既に交付した補助金について期限を定めて返還していただきます。

⑧ 経過措置について

令和2年度以前に申請実績のある団体においては、平成23年度から通算して3回を超えて申請することはできないこととします。その際、通算して2回補助金の交付を受けたことのある団体は、補助金の交付額は対象経費の2分の1の範囲内とします。

■問合せ・申請書提出先

栄区役所 区政推進課 地域力推進担当

TEL：045-894-8936 / FAX：045-894-9127

Eメール：sa-chiryoku@city.yokohama.jp

または 栄区 みんなが主役 で検索

ホームページ：https://www.city.yokohama.lg.jp/sakae/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/kyodo_suishin/

↑募集案内、申請書類はホームページよりダウンロードできます。

申請書の提出について

❁ 郵送の場合

〒247-0005 栄区桂町303-19

栄区役所 区政推進課 地域力推進担当 宛て

※封筒に「みんなが主役のまちづくり協働推進事業 申請書類 在中」とお書きください。

❁ 窓口持参の場合

栄区役所本館4階 45番窓口 区政推進課 地域力推進担当までご持参ください。

(受付時間：月～金(祝日除く) 9時～17時)

※担当が不在の場合もありますので、お越しいただく前にお電話をいただくと幸いです。